

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針に関する
意見の募集(パブリックコメント)の実施結果(速報)について

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の変更案に関する意見の募集(パブリックコメント)を、令和8年6月9日(火)から同年7月8日(水)まで実施した。意見提出のあった個人・団体の数は401であり、のべ意見数は975件であった。その内訳については次の通り。

1. 意見提出者数の内訳

メール	391
郵送	10
合計	401

2. 項目別の意見件数

	件数
I. 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項	
第一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する基本的な考え方	66
第二 関係主体の役割の明確化と連携	63
第三 科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施	71
第四 鳥獣の特性に応じた鳥獣保護管理事業の実施	139
第五 人材の育成及び配置	8
第六 その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項	45
II. 希少鳥獣の保護に関する事項	
第一 希少鳥獣の保護及び管理	0
第二 希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画の作成に関する事項	6
III. 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項	
第一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間	0
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	20
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	7
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	113
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	10
第六 特定計画の作成に関する事項	41
第七 危険鳥獣の人の日常生活圏への侵入の防止に関する事項	48
第八 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	28
第九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	34
第十 その他	36
IV. 指定管理鳥獣の管理に関する事項	
第一 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項	6
第二 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する事項	19
第三 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成及び実行手続	1
第四 指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方	0
第五 夜間銃猟の実施に関する作業計画	0
第六 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施結果の把握と評価	0
V. 危険鳥獣の管理に関する事項	
第一 基本的な考え方	5
第二 危険鳥獣の管理のための施策	8
全体	128
その他	73
合計	975